

むずかしい相続税を簡単にわかってもらうための相続専門レポート

相伝 -souden



----- このレポートを読んでいただきたい方 -----

- 過去に相続を経験し、次回の相続もつつがなく終りたいと思われている方
- 先祖代々の財産を守りたいと思われる方
- 相続争いをしたくない方
- 貸家経営をされている方
- 自営業をされている方で、自分の会社の株式について対策を行いたい方
- 不動産管理会社を持たれている方
- 相続を経験したことがない方

2017.10.20 vol.88

- 1** 日本の相続税に対する考え方、制度は、世界からみると?????
 - 2** ぜひ、やってほしい終活！
 - 3** 配偶者の特典！贈与税なしで住宅を贈与
- ◆ 「相続アドバイザーのつぶやき通心」

※このレポートは、税法上の条文などを簡易に解釈し書いています。従って、読者の行動までも責任をもつものではありません。何か対策等のアクションをおこす際は、必ず、専門家（税理士・公認会計士等）にご相談の上で、実行していただきますようお願いいたします。



《発行》 相続手続きお悩み解決センター

税理士法人 上坂会計／株式会社 ライフデザイン研究所
福井県福井市江守中2丁目 1312 番地

TEL : 0120-939-243 FAX : 0776-36-8245

URL : <http://souzoku.uesaka.ne.jp/> MAIL : soden@uesaka.ne.jp



日本の相続税に対する考え方、制度は、世界から見ると????

Writer 公認会計士 上坂 朋宏

今回は、相続税についての世界的動向を書いてみたいと思います。

まず、日本の相続税の歴史を書きます。

相続税は1905年（明治38年）4月、前年に始まった日露戦争の戦費調達を目的に導入されました。当時の大蔵省は酒税や所得税、地租（固定資産税）を相次いで増税。それでも足りず、欧米にならって臨時で導入したのが相続税だったとされています。日露戦争後、ロシアから賠償金が支払われず、財政が逼迫した政府は相続税を存続させ、現在まで110年以上も続く恒久税制となったのです。

一方、海外では相続税を廃止したり、そもそも存在しなかったりする国が少なくありません。

カナダとオーストラリアは1970年代に廃止。1992年にはニュージーランドが続き、高福祉高負担で知られるスウェーデンも2004年に相続税をなくしました。アジアでもマレーシアやシンガポール、中国には相続税がないのです。さらに書きますと、イタリア、香港、スイス、モナコ、マレーシア、タイもありません。

そして、日本の相続税の転換点は第2次世界大戦後。GHQ（連合軍総司令部）の下で出された「シャープ勧告」により抜本的に見直されたのです。財閥など一部の富裕層に富が集中するのを防ぐため、最高税率は1950年に90%に引き上げられ、遺産が長男に集中しないよう制度も改められました。

その後、最高税率は75%→70%と段階的に引き下げられ、2003年の税制改正では50%になりましたが、2015年1月の改正で、また55%に引き上げられたのです。

各国の最高税率を書いておきましょう。

日本	55%
フランス	45%
イギリス	40%
アメリカ	39%
ドイツ	30%



最高税率だけ比べても、日本の税率は高いとわかります。

さらに課税最低限も（いろいろ条件はありますので、ずばり書くことは難しいのですが、イメージで捉えていただければと思います。）

日本	3,600万円
フランス	1,200万円
イギリス	4,300万円
アメリカ	6億円
ドイツ	4,800万円

となっています。

税率が一番高い日本の課税最低限は、かなり少ないのです。さらに、現在、相続税制度を採用しているイギリス、ドイツ、フランス等も、相続税制度を廃止する方向に進んでいるのです。

世界の潮流は、相続税を減税し、お金持ちには気前よく使ってもらおうという流れになっています。日本だけが、現在相続税を増税に向いています。

国が決めたことには、しっかり従う。それが私自身の生き方ではありますが、上記の日本の流れには違和感を感じています。

このようなことが選挙の際、重要なポイントになっていいのでは？と思うのですが、皆さんはどのようにお考えですか？



2 ぜひ、やってほしい終活！

Writer 相続アドバイザー 宅地建物取引士 宮司 幸仁

最近、新聞や雑誌で「終活」という言葉をよく目にします。

相続に備えて、自分が亡くなる前に、家族に伝えたいことやお墓の準備、葬儀の手続き等を考えて整理しておくことです。

この終活作業で、皆さんにぜひやってほしい作業があります。

それは「財産の終活作業」です。

相続は、そのほとんどが予期なく突然訪れます。

そういった場合、大変なのは財産がどこにあるかを調べる作業です。

ある日、離れて暮らす1人暮らしの母が亡くなりました。

自筆遺言らしきものがあり、そこには「この家は長男が相続してほしい」という一言だけ書かれてありました。

その母は、先に亡くなった夫の財産を引き継ぎ、数社の証券会社、金融機関に、幾種もの有価証券、普通預金、定期預金、保険を保有していました。資産運用がひとつの趣味だったようです。

子供は3人おり、いずれも県外に住んでいました。

相続後、代表相続人である長男は、母がどういう財産を持っているのかを調べるのに、2ヶ月ほどかかったそうです。

そのネックとなったのはネット預金や有価証券です。

母はパソコンで資産運用をしており、長男は各口座のパスワード、IDがわかるまでに2週間程度要したそうです。

このように昨今の財産把握は、かなりわかりづらくなっています。

パソコンの活用や個人情報保護による情報の機密化で、親族でもすぐには把握しづらくなっています。また核家族化で、被相続人が一人暮らしの方が増え、親がどんな生活をしてきたのかがわからないというケースが増えています。

そこで、皆さんには、まず相続財産リストの作成をお勧めします。

財産リストは、不動産、現預金、有価証券、保険、クレジットカード、貴金属美術品など、自分が保有している財産をその種類毎に情報を書きおきます。預金であれば、銀行名、種類、口座番号、暗証番号、ID、パスワードなどです。

財産リストがあることで、突然相続が起きたとしても、相続人はすぐに財産を把握することができます。すぐに把握できれば、その後の相続手続きも早く進めることができます。

財産の終活方法

▶ 財産を洗い出してリストを作成

預金、株式など金融機関の目録を作成。

WEB上のIDやパスワードを整理・記録しておく。

▶ 不要な口座やカード類は廃帳や整理しておく

できる限り口座を解約して財産をシンプルにしておく。

ネット証券口座を整理しておく。

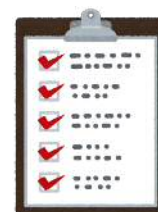
▶ 財産リストは定期的に更新する

財産の状況は変わるのでリストは毎年更新しておく。

年に1度は資産の確認は必要。

▶ 家族など信頼できる者には、資産の状況などを伝えておく

リスト書類や通帳、印鑑の保管場所を伝えておく。



終活について、我々のような専門家に相談するのも有効な手段です。

弊社では、相続税がかかりそうなお客様には財産診断書を作成しています。財産診断書には、相続税がかかるかどうか、かかるなら相続税がどのくらいになるか、また不動産や現預金、有価証券など資産割合を算出し、有効な相続対策をご提案させて頂いています。もちろん財産一覧表も作成するので、今回のような財産内容の把握もできます。

人生の終わりを準備する「終活」。そのお手伝いを是非させて頂きたいと思います。



3 配偶者の特典！贈与税なしで住宅を贈与

Writer 相続診断士 竹原 琴美

贈与税ゼロで居住用不動産等を贈与できる「配偶者居住用財産贈与」。ご存知の方も多
いと思います。贈与税の基礎控除 110 万円以外に最高 2,000 万円まで控除ができます。

- 夫（もしくは妻）の財産が多く、財産を減らしたい方
- 自宅の名義を、生前から配偶者名義に変えたいと思っている方
- 今から配偶者名義で購入する自宅の資金を援助したいとお考えの方

このような方は、要件は後述しますが、20 年以上連れ添ったご夫婦であれば、適用で
きる可能性が高いので、ぜひ検討いただくとよいと思います。

通常、暦年贈与で 2,000 万円を渡すと、贈与税は 695 万円もかかります。

$[2,000 \text{ 万円} - 110 \text{ 万円 (基礎控除)} \times 50\% \text{ (税率)} - 250 \text{ 万円 (控除額)} = 695 \text{ 万円}]$
695 万円が 0 円で財産を渡せるということは、大きなメリットですね。

しかし一方で、贈与税はゼロになりますが、それを実行するコストがかかります。
贈与登記をする際の登録免許税。司法書士への手数料。不動産取得税（県税）などがあ
ります。不動産取得税は、相続で配偶者が取得する際にはかかりませんが、贈与で取得
する際には、税率 4%（平成 30 年 3 月 31 日までに取得した場合 3%）がかかります。
登録免許税も贈与時（20/1,000）と相続時（4/1,000）では税率が大きく異なり、贈与
のときの方が高い税率となります。

また、相続時に配偶者が相続する場合は、相続税の配偶者控除があるため、実質、配偶
者に相続税がかからないことが多いです。

相続税の節税のためにこの贈与をお考えの方は、分割案に基づいた相続税節税額と贈与
にかかる費用を考慮してメリットを試算する必要があります。

ただし、相続と贈与の損得だけではなく、配偶者に生前に贈与することで、安心感や満
足感が得られることも大切かなと思います。

配偶者の方も喜ばれるなら、結婚 20 年を感謝の形にする贈与を一度ご検討頂くとよい
ですね。

■要件

- 婚姻期間 20 年以上の夫婦（戸籍上で満 20 年）
- 居住用不動産や居住用不動産を取得するための金銭の贈与
- 贈与を受けた年の翌年 3 月 15 日までに贈与を受けた者が住んでおり、引き続き居
住する見込みであること
- 同じ配偶者からは一生に一度の特例
- 贈与税はかかりませんが贈与税の申告が必要

* 相続アドバイザーのつぶやき通心 *

(ここでは上坂会計グループ・相続手続きお悩み解決センターの近況等をご紹介します。)

《遺言書作成セミナーを開催しました！》

皆さんの終活に役立つ、「遺言書作成セミナー」を9月28日に開催いたしました。このセミナーでは、第一部で遺言に関する基礎知識として講義を聞いていただき、後半の第二部では、実際に自筆遺言を書く練習をしていただく内容になっています。



一般的なセミナーでは疑問や気になることがあっても質問しにくいと感じておられる方も多いと思いますが、このセミナーは少人数で開催しており、相続について気になっていることや、実際に遺言を書いてみる中で出てくる疑問や心配事について、講師以外にも会場内でスタンバイしている相続アドバイザーに個別にご質問いただくことができます。また本格的に遺言を書いていきたいという方は、実行支援までお手伝いできますので、このセミナーをきっかけにして、ご自身やご家族が安心して相続を迎えるための終活をお手伝いさせていただきます。

次回は、 **終活セミナー 11月29日(水) 13:30~16:00 参加者募集中です!**

『終活セミナー ~エンディングノートから遺言まで~』

終活とは、人生の終りに向け前向きに準備することで、今をよりよく生きる活動です。

エンディングノートとは、人生の最終章を迎えるにあたりご自身の思いや希望をご家族などに確実に伝えるためのノートです。

財産の整理だけでなく、生きているからこそ後悔のない時間を過ごすために、エンディングノートに整理しながら、ご自身の幸せな終末に向けて、そして相続を迎えた後のご家族の幸せのために、ここから始めてみませんか？

第一部では相続の基本を学んでいただき、第二部で実際のエンディングノートを書いてみる実務編です。ここでも相続アドバイザーに個別質問いただけます。

お申込み・お問い合わせは、フリーダイヤル 0120-939-243 まで

将来のための投資教育「マネースクール」が人気です！

2003年にスタートしたマネースクール。しばらくお休みしていましたが、今年より個人版と経営者版の2種類で再スタートいたしました！

マネースクールとは、働く世代のお金づくりをサポートする投資教育セミナーです。正しいお金の知識を得て、自分のお金と人生に向き合う「きっかけ」になります。お金を儲けようという講座ではなく、正しいお金の知識、使い方を知り、生活の中で活用できる講座となっています。後日、無料コンサルも受けられます。



満員御礼！

個人版は1日で学べる形式で、ご夫婦でもおひとりでも気軽に参加し、将来のライフプランを想像しながらお金について学べます。

ご夫婦で参加されたり、これから社会に出る息子さんや娘さんに大切なお金のことを学んでほしいと思っている方は親子で参加されたりと、ペアでのご参加もおすすめです。相続で多くの現預金を引き継がれた方が、その後のお金についてどうしていけばよいかと迷われたときにも、お金の管理について考えるヒントになればと思います。

経営者版は3回セットになっており、若手経営者を中心に経営をする上でのお金の守り方、使い方、残し方をしっかり学び今後の経営に役立つ内容になっています。

経営のシミュレーションソフトを使って、経営判断のヒントをつかみ、経営リスクを考えるきっかけになります。シミュレーションでは、良い結果がでたり、思うような結果が出なかったりと様々で、皆さん一喜一憂しながら楽しんでおられました。また、自社株やオーナーの相続対策の基本も学べます。

二代目・三代目経営者の方、これから起業しようという方に特におすすめです！



経営シミュレーション中

詳細はホームページにて <http://fp.uesaka.ne.jp/money/>



お客様の要望にお応えするために、
私達、上坂会計グループは、
総合事務所を目指しています。

弁護士・司法書士 有資格者を募集しています。

お問い合わせは、相続手続きお悩み解決センターまで



0120-939-243



私ども上坂会計グループは創業 1970 年
顧問先数 500 社を超える会計事務所を母体
にしたコンサルティング会社です。

税理士法人 上坂会計／株式会社 上坂経営センター／株式会社 ライフデザイン研究所
株式会社 ビジネス・アイ／社会保険労務士法人 上坂&パートナーズ
UESAKA ASIA ADVANCEMENT MANEGEMENT AGENCY Co.,Ltd. (カンボジア)